

## < 第 3 号議案 > 特定非営利活動法人ぐらす・かわさき 定款の変更

特定非営利活動法人ぐらす・かわさき 定款第 5 条、第 52 条を以下の通り変更する。

### 1. 定款第 5 条

#### 第 2 章 目的及び事業

(目的) (特定非営利活動の種類)

略

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 市民活動を支援するための事業の企画・実施
- (2) コミュニティビジネスを支援するための事業の企画・実施
- (3) 子育てを支援する場所の運営及び関連事業の企画・実施
- (4) 障害者を支援する場所の運営及び関連事業の企画・実施
- (5) 市民が交流する場所の運営及び関連事業の企画・実施
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業の企画・実施
- (7) 以上の事業に関わる調査・研究及び情報の収集・提供

#### ■ 現行条文

#### 第 2 章 目的及び事業

(目的) (特定非営利活動の種類)

略

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 市民活動を支援するための事業の企画・実施
- (2) コミュニティビジネスを支援するための事業の企画・実施
- (3) 子育てを支援する場所の運営及び関連事業の企画・実施
- (4) 市民が交流する場所の運営及び関連事業の企画・実施
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業の企画・実施
- (6) 以上の事業に関わる調査・研究及び情報の収集・提供

#### 【変更理由】

2016 年度から地域活動支援センターを運営することになり、当法人としては定款 5 条(4)「市民が交流する場所の運営及び関連事業の企画・実施」という事業に入る、と解釈していたのだが、市の担当部局から具体的に記載する必要があると指摘されたため。

## 2. 定款第 52 条

### 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告はこの法人のホームページへ掲載して行う。

#### ■ 現行条文

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告はこの法人の発行する機関誌に掲載するとともに、神奈川新聞に掲載して行う。

#### 【変更理由】

特定非営利活動促進法の改定により、貸借対照表の公告の方法を定款で定めることになった。これまでは年度末の資産の総額が変動するので、その都度それを変更登記しなければならなかったが、この法改正により不要になる。

設立当初の公告の方法は、機関紙(ぐらすレター)と神奈川新聞に掲載するとしていたが、この間のインターネットの普及により、ホームページに掲載することがより多くの人の閲覧を可能にするため、これを機に、公告の方法を一括してホームページに掲載することとする。